

公園内車両乗入許可申請書

西暦 年 月 日

(提出先)
ダムパークいばきたパークセンター
パークセンター長

申請者 住 所 :
名 称 :
代表者氏名 :
電話番号 : (担当者)

ダムパークいばきた内の車両乗入について、次により申請します。
なお、車両乗入れの際は、ダムパークいばきたパークセンターの指示に従い、許可条件を順守します。

1. 車両乗入 日時	西暦 年 月 日()から 西暦 年 月 日()まで 時 分から 時 分まで
2. 車両番号 (車種・重量等)	
3. 用途 (公園内への車両乗 入が必要な理由)	
4. 連絡先 (申請者と同じ場合 は「申請者と同じ」と 書いてください)	(1) 団体名称 (2) 住所 (3) 電話番号 (4) 担当者

【許可条件】

- ダムパークいばきた（以下、「公園」という）の敷地内では必ず、ダムパークいばきたパークセンター（以下、「パークセンター」という）が交付する許可証を車両のフロントガラス内側の見えやすい位置に掲示すること。
- 公園内では、徐行運転（時速10キロ以下）を行い、公園利用者を優先するとともに、安全確保のため必要な場合は、整理員を配置するなど、必要な措置を行うこと。
- 公園内では、クラクションを鳴らさないこと。
- 公園内を走行する際は、必ずハザードランプを点灯すること。
- 車両の乗入れが必要な用件が済み次第、速やかに公園外に車両を移動させること。
乗入れ車両を公園内に駐車しないこと。（有料の公園駐車場あり。）許可を受けた車両であっても、パークセンターが指定した場所並びに許可を受けた日時以外の乗入れは行わないこと
- 許可証は、許可期間のみ有効とする。
- 許可証は、許可を受けた車両以外に使用してはならない。乗入れ車両を変更する場合は、改めて申請し許可を受けること。
- 公園施設等を破損、汚損した場合は、直ちにパークセンターに届出て、その指示に従い、申請者の費用負担により原状復旧を行い、パークセンターの検査を受けること。
- 公園内において事故等を起こした場合は、負傷者の救護を最優先に行うこと。その事故については、すべて自己の責任において解決すること。速やかにパークセンターに連絡すること。
- 許可を受けた者が以下の各号に該当した場合は、車両乗入れの許可を取り消す。
 - 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、茨木市都市公園条例、茨木市都市公園条例施行規則及び関係法令に違反した場合。
 - 本許可条件に違反した場合。
 - 公園の維持管理上支障があるとパークセンターが判断した場合。
- パークセンター職員の指示に従うこと【長期用・更新の場合は毎年度更新申請必要】

公園内車両乗入許可申請書（記入例）

西曆 年 月 日

(提出先)
ダムパークいばきたパークセンター
パークセンター長

申請者 住所：茨木市〇〇〇〇 △丁目〇番〇号
 名称：〇〇〇〇〇〇
 代表者氏名：〇〇 〇〇
 電話番号：〇〇－〇〇－〇〇（担当者：〇〇）

ダムパークいばきた内の車両乗入について、次により申請します。
 なお、車両乗入れの際は、ダムパークいばきたパークセンターの指示に従い、許可条件を順守します。

1. 車両乗入日時	西暦 年 月 日()から 西暦 年 月 日()まで 時 分から 時 分まで
2. 車両番号 (車種・重量等)	(1)大阪000に00-00 (バン) (2)大阪000ぬ00-00 (2トントラック)
3. 用途 (公園内への車両乗入が必要な理由)	〇〇〇の開催(実施)に伴い、公園内の開催会場(〇〇広場)での会場設営・撤去の際、テント・ステージ・机・音響機器等の資材機材を搬入・搬出するため。
4. 連絡先 (申請者と同じ場合は「申請者と同じ」と書いてください)	(1) 団体名称 〇〇〇〇 (2) 住所 茨木市〇〇区〇〇5丁目4番19号 (3) 電話番号 00-0000-0000 (4) 担当者 〇〇課 〇〇担当 〇〇

【許可条件】

- 1 ダムパークいばきた（以下、「公園」という）の敷地内では必ず、ダムパークいばきたパークセンター（以下、「パークセンター」という）が交付する許可証を車両のフロントガラス内側の見えやすい位置に掲示すること。
- 2 公園内では、徐行運転（時速10キロ以下）を行い、公園利用者を優先するとともに、安全確保のため必要な場合は、整理員を配置するなど、必要な措置を行うこと。
- 3 公園内では、クラクションを鳴らさないこと。
- 4 公園内を走行する際は、必ずハザードランプを点灯すること。
- 5 車両の乗入れが必要な用件が済み次第、速やかに公園外に車両を移動させること。
乗入れ車両を公園内に駐車しないこと。（有料の公園駐車場あり。）許可を受けた車両であっても、パークセンターが指定した場所並びに許可を受けた日時以外の乗入れは行わないこと
- 6 許可証は、許可期間のみ有効とする。
- 7 許可証は、許可を受けた車両以外に使用してはならない。乗入れ車両を変更する場合は、改めて申請し許可を受けること。
- 8 公園施設等を破損、汚損した場合は、直ちにパークセンターに届出て、その指示に従い、申請者の費用負担により原状復旧を行い、パークセンターの検査を受けること。
- 9 公園内において事故等を起こした場合は、負傷者の救護を最優先に行うこと。その事故については、すべて自己の責任において解決すること。速やかにパークセンターに連絡すること。
- 10 許可を受けた者が以下の各号に該当した場合は、車両乗入れの許可を取り消す。
 - ・都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、茨木市都市公園条例、茨木市都市公園条例施行規則及び関係法令に違反した場合。
 - ・本許可条件に違反した場合。
 - ・公園の維持管理上支障があるとパークセンターが判断した場合。
- 11 パークセンター職員の指示に従うこと【長期用・更新の場合は毎年度更新申請必要】